京都大学新聞

学生団体
京都大学新聞社
京都市左京区吉田京大構内
(761) 2054 直通
(753) 7531 (内線2571)
FAX (761) 6095
振替01020－3－3909
1部 100円

京大生CD10～15%引き!!
ニューミュージック・ロック・クラッシック・ジャズ多数
エスニック・ビデオ・レーザーも豊富に取揃え!
〈注文取寄せ一～三日〉
ミュージック・カイトショップ
コンフォート
TEL・FAX075(701)8434

■紙面紹介■

2面 京都国際映画祭報告
3面 本のページ 書評「ドゥルーズ横断」 自著を語る・阿辻哲次氏
4面 新聞奨学金制度を考える ――ある奨学生の過労死から――

文学部ストライキ決行 11·14～11·18

学友会団交を要求

閲覧室閉鎖期間変更を求める

文学部当局による、文学科・史学科・哲学科の三閲覧室閉鎖期間の一方的通告の変更を求めて、文学部自治会学友会は十一月十四日、無期限ストライキに踏み切った。通告によると、文学部本館建て替えに伴う三閲覧室の閉鎖期間は十二月十五日から一月三十一日までで、卒業論文やレポートの作成にも大きく差し支えることになる。十日に開かれた学生大会で、閉鎖期間変更についての団体交渉を求める決議がなされたが、当局は閉鎖期間変更についての団体交渉を拒否。このため学友会は学生大会行動提起に基づき、無期限ストライキに突入した。ストは、当局が団体交渉受諾を示唆したことにより十八日に中止。団体交渉は三十日に行われることが決定した。

文学部当局は九月二十八日、建て替え計画に関する説明会を学生に対して行った。この説明会において文学部新館建設の大まかな日程が明らかにされた。同時に、移転対象の文学科閲覧室は一月いっぱい閉鎖されるという説明がなされた。（本紙十一月一日号で既報）

ところが、十月二十日の教授会決議に基づく決定が、一方的に掲示によって通告された。それによると、文学科閲覧室のみならず、史学科・哲学科の両閲覧室も閉鎖され、また閉鎖期間は十二月十五日から一月三十一日までと延長されていた（註）。この決定について、文学部当局は公開の場での説明を一切行っていない（十一月二十二日現在）。

＊＊＊

十一月十日に文学部学生大会が成立した（登録数三百七十四名、議長団・委任状を含む）。同大会では、一、文学部本館建て替えに関する議案、二、文学部三学科閲覧室の閉鎖期間の一方的決定の撤回を求める議案、その他「矢野事件」に関する議案など、計五つの議案が提出された。大会は四時間以上にわたって開かれ、議案一と二については新館建設に対する学友会常任委員会のヴィジョンを問うなど質問が相次ぎ、議論が白熱した。

決議に移ると、一号議案から五号議案まで満場一致で可決。議案について学部長等に団体交渉を要求し、聞き入れられない場合は無期限ストライキに入るという行動提起が採択された。

大会終了後、文学部学友会常任委員会は、第一委員会（内井惣七委員長）を通して水垣渉文学部長に対し、可決された五議案についての団体交渉を求めた。五議案のうち、二号議案については閲覧室閉鎖期間の即時変更のための団体交渉を要求。回答期限を十一日午後五時とした。

十一日午前十時半頃、文学部当局は学友会側に回答を行った。それによると、「（閲覧室閉鎖について）話し合いの場を持ってもよいが、閉鎖期間変更は認められない。九月二十八日の説明会での話と食い違うことについての説明は行う」。

◀当局に署名を手渡す学友会

当局の回答が、閉鎖期間即時変更のための団体交渉を拒否したものであることから、十一月十四日をもって学友会は無期限ストに入った。文学部がストライキに入るのは九二年以来二年ぶり。無期限ストに入ったのを知らずに来る学生の姿も始めは見られたが、自主休講や討論会等を通じて、ストライキは次第に浸透した。

一方、閲覧室閉鎖期間の変更を求める署名は総数三百九名分に達した。署名は十六日に学友会が文学部当局に手渡し、重ねて閉鎖期間変更を訴えた。

文学部当局が、閲覧室閉鎖により学生が被る不利益を軽減するための団体交渉を、期間変更をも視野に入れて受け入れたため、ストライキは十八日をもって中止された。一週間ものストライキは、近年では稀有である。

（註）移転対象ではない二学科の閲覧室も閉鎖されることになったのは、以下のような理由。書籍の移動に際し、文学科閲覧室の本が正しい位置に配置されたかを監督する必要があり、その際文学科閲覧室の三名の司書だけでは手が足りないので、哲学科・史学科閲覧室の各二名の司書も監督に携わらなくてはならない。よって相談業務が行えないので、両閲覧室も閉鎖する、とのこと。

閲覧室の閉鎖期間が延長されたのは、当初見積もっていた一ヶ月では書籍の移動が終了しないことが明らかになったため。期間延長しても、職員の作業は深夜に及ぶのではと懸念されている。ある職員は「当局は、期限内に（書籍移動が）終了するような計画見積書を早く提出しろと言うばかりで、期限内での移動が困難だと言っても、聞く耳を持たない」と憤慨する。閲覧室移転計画が二転三転しているのは、学生や職員の意向を取り入れている訳では全くなく、本部や文部省の通達を文学部当局がそのまま受け入れているためだと言える。

法学部教室貸しに規制

法学部公認団体のみへ貸出し

さまざまな学生の間で利用されて来た法経教室の貸出しが、今年の六月から、法学系サークルなどの法学部生による団体・国家試験・学術講演のみに制限されていたことが明らかになった。ただし、NF（十一月祭）期間中の貸出しに限り今年に関してはこれまで通り行われた。

これらの教室貸出しの制限は、結果として学生の課外活動を制限する形となっている。しかも、この決定は、講演を申し込みに来た学生に口頭で事情を説明して教室の貸出しを断っていただけで、公には発表されていないどころか、法学部自治会にも報告されていなかった。

法学部第一教務掛の清水掛長は「現在、法学部としては原則として月曜日から金曜日の間で、法学部生による公認団体のみとしている。法律相談部などの一部の団体を除き、土曜日・日曜日の貸し出しを行っていない。但し、公的学外団体の利用に関しては貸し出しを検討する。また、これまで利用を許可していた体育会が主催する「七大戦の壮行会」への雨天時の貸出しや、NF期間前のNF事務局への貸出しは今年で打ち切りたいと考えており、現在交渉中」と述べている。

これは、総合人間学部がA号館のみに教室の貸し出しを制限したことにより、総合人間学部からあぶれた学生団体が法経教室に押し寄せたため、宿直などの職員の負担が増え労働過重になったことの対策として事務レベルで決定されたもの。ところが総合人間学部学生・厚生掛の松山掛長は「私が京大に来て四年になるが、少なくともその間に総合人間学部の教室貸し出し条件の変更はない」と述べている。但し、新たに設置された四つの暗幕教室が九四年五月から貸し出しされなくなったのも事実で、学生の利用できる教室数は減少している。また土曜閉庁に伴い、他の教室についても土日の利用はできない。

教室の使用を法学部生に限っている理由としては、さまざまな学生の利用が全て法経教室に集中しているが、その他の学部も各学部ごとに大きな教室をもっているのだから、学生はできるだけ自分の学部の教室を借りて欲しいからとのこと。このような形で教室の貸出しを制限することで学生の課外活動が制限されることに関しては、「法学部としても、そのことに対して何らかの対策を行わなければならないと考えている。とは言え、現状では法経教室ばかりを貸出すことはできないので、教室を貸出す場合は『この講演は法経一番教室、この講演は総合人間学部のA号館』というように、一つのところに偏らないように均等に割り振りを行って欲しい。ただ、そういったことは法学部が単独で始めることは出来ないので、学生部さん辺りがヘゲモニーをとるのが一番よいのでは」と述べている。これに対し学生部は、「法学部が教室の貸出を制限し始めたということは一応は聞いているが、法学部の方からヘゲモニーを取ってくれという公式な依頼は来ていない。また、今のところは学生からの苦情も来ていないので、教室貸しについて何かをする予定はありません」とのこと。このように、学生の課外活動の場を提供することに対して何ら対策が取られていないのが現状である。

ちなみに、法経教室を法学部と交替で管理している経済学部での貸出しは、平日は全学団体を対象に貸出しており、土曜日・日曜日は一律に貸出しを行っていない。

吉田寮 学生部長と団交

万波確約引き継ぐ

十一月十七日、吉田寮自治会と瀬地山学生部長との団体交渉が、学生部会議室で行われた。

吉田寮自治会では、今春の学生部長交代を受け、九二年十一月に万波前学生部長との間で取り交わされた確約（資料参照）の引き継ぎを求めて、公開の場での話し合いを九月以来要求してきた。今回の団交は、学生部長側がそれに応じたもので、学生部長の他、益川学生部第三小委員会（寮担当）委員長ほか二人の学生部委員臨席のもとで行われた。

団交では、万波確約を「誠実に引き継ぐ」旨の確認書が両者で取り交わされた他、「新寮建設に向けて、学生部長瀬地山 敏と吉田寮自治会は連絡会を設け、新寮構想作りの準備を開始する。」とする文書も新たに確約された。留学生の増加等に伴う学寮施設の絶対的な不足という現実を踏まえて、学生部長が新寮建設に積極的な姿勢を見せたことで、今後は両者間のワーキング・グループの設置など、新寮建設に向けた具体的な案件作りが進められることになる。ただ、団交では、新設寮に対する文部省の意向とどう折り合いをつけるかに執心する学生部と、十全な自治権を求めてそれに反発する寮生という図式が早くも浮き彫りになっており、新寮のイメージを巡る両者間の綱引きは簡単に決着を見そうにない。

また団交では、先に学生部から出された西部サークル棟新設案に関連して、現状のサークル活動を縮小する方向で事態が進むことを危惧する学生から、学生部の姿勢を批判する発言も出された。

資料：万波確約（一九九二年十一月十八日）

確認書

1、吉田寮の補修を、食堂をはじめとする共通部分も含め、今後も継続して行う。
2、吉田寮の運営については、今後も寮生と話し合い、寮生の自治によるものとする。
3、一九八九年に設置したプレハブは、西寮代替スペースとして不十分であることを認め、今後も寮機能の回復、維持、発展に努める。
4、その抜本的解決策として、新寮の建設に向けて努力する。新寮の内容に関しては、各寮の自治会と話し合いのうえ決定する。
5、学生部長が担当する施設に関しても、当事者と話し合うことなく一方的な決定を下さない。なお、話し合いは公開の場で行う。
6、（略）

（註）西寮：一九八二年、京都大学評議会が、「吉田寮の在寮期限を昭和六十一年三月三十一日とする」とする事実上の廃寮処分を、寮生の意向を無視して決定した。この「在寮期限」は、寮生を始めとする学生の反対運動により八九年に撤回されたが、この際、老朽化の激しかった薬学部構内の吉田西寮は撤去の憂き目にあった。これに伴う寮生の定員削減に、入寮希望者数の増加などの要因が重なり、現在吉田寮では居住スペースの慢性的な不足が課題となっている。

アメフト敗北

甲子園ボウル出場ならず

去る十一月三日、西宮スタジアムでアメリカンフットボール・京大―立命戦が行われた。今季は京大・関学・立命の三強の力が飛び抜けているため、この三校同士の試合で連勝したチームが優勝するのはほぼ間違いない。そのため、この試合は優勝への挑戦権をかけた総力戦となった。

特に、毎年京大に苦汁をなめさせられている立命にとって、京大は云わば宿敵。初優勝するために必ず越えねばならないハードルとして、京大は立ち塞がった。

試合開始直後、相手のミスから京大は相手陣内で攻撃を始めるという大きなチャンスを得る。しかしこのチャンスを逃してしまった後、流れは完全に立命のものとなった。まず第二クォーター開始直後の四秒にフィールドゴールで三点を先制する。その後、二分五十七秒、十一分一秒、十一分三十六秒と立て続けにフィールドゴールが決まる。第三クォーター三分五十二秒にもフィールドゴールが決まり、この時点で十五対〇。だが、スコア以上に力の差は歴然としていた。特に百キロを越えるラインマンが並ぶ立命と、百キロは一人もいない京大のラインの力の差は大きく、その結果京大のランはわずか二十四ヤードだった。また、ファーストダウンもわずか四回しか取れなかった。

第四クォーター、京大はタッチダウンを奪い会場を沸かすが、これも一矢を報いたに過ぎなかった。それほどの実力差であった。

試合後、京大・水野監督はあっさりとラインの力の差を認め、「パワーとスピードで劣ったから、ランでは全く勝てなかった」と語った。だが、開始直後しばらく、京大のオフェンスはランを多用していた。これだけの力の差を、あらかじめ考慮できなかったのだろうか。試合巧者の京大らしからぬ、理解に苦しむ攻めであった。

そして十一月十三日の立命―関学戦において立命は劇的な逆転勝利を収め、今季の優勝をほぼ確実とした。立命はまだ京産大戦を残すが、これを落としても同率優勝でプレーオフに進める。だが、その実力差から考えて、このまま全勝で立命が優勝する公算が大きい。

一応十一月二十七日に京大―関学戦が残っているから、京大がこれに勝ち、立命が敗れればプレーオフになるが、現実的には、京大の今季の甲子園ボウル出場はほぼ絶望的となった。

短信

「京大広報」九月十五日号で井村裕夫総長が「（学内で）いわゆる『セクハラ』疑惑が起こったことは、誠に遺憾なこと」などとする見解を公表したことに関して、京都大学職員組合（以下「職組」）中央執行委員会は、十月十八日付で声明を発表した。

矢野暢元教授による性暴力疑惑事件に対して、京大当局がいかなる態度をとるのか、内外から注目を集めている。こうした中で出された総長の見解について、職組声明は「しかし、その内容は私たちが期待していたのに比してあまりにかけ離れており、言い訳とお説教だけに終始したものと言わなければならない」と述べる。一連の疑惑について総長見解が「ことがらはプライヴァシーに深くかかわる問題であり、真実はなお明白ではありません」としていることに対しても、「（センター所長という）権力と地位を笠に着た『セクハラ事件』であれば、大学当局こそが自ら事実を究明し、迅速に、それにもとづく大学としての態度と見識を明らかにすべきではなかったのか」と疑問を投げ掛けている。

職組声明はさらに、総長見解の中で示唆されている、恒常的な「相談窓口」の設置などについて、「より具体的な内容を含んだ本格的な続編が、近い内に公表されることを心から期待したい」とし、当局により具体的・積極的な対応をするよう求めている。

「矢野事件」に関する職組のこの度の声明は、今年二月のそれに続くもの（本紙三月十六日号参照）。また、総長見解に対する批判的意見が学内で公表されたのは、恐らくこれが初めてである。

"戒厳令下"の京都市内

―天皇入洛の裏で―

天皇アキヒトが、十一月七、八、九日の三日間、「建都千二百年祭」の「記念式典」なるものに出席しに京都に来ていたことを御存じだろうか。マスコミの反応は大抵が「両陛下秋の京都をご訪問」といった程度のごく穏やかなものだった。しかし、その裏で訪洛反対運動へは戒厳令下かと思わせるような監視、弾圧が加えられていた。

天皇訪洛の前日、「建都千二百年祭京都まつり」の行われた六日、京都会館で「『建都千二百年祭』に異議あり!京都市民集会」が、天皇制の強化を許さない京都実行委員会の主催で行われた。

池田浩士京大教授による講演を中心にしたこの集会には、京大からもあいにくの雨模様ながら十数名が参加した。そこで驚かされたのが会場周辺の公安警察の数である。百名近くいたと思われる彼、彼女等は集会終了後デモに出発しようとする集会参加者とともに円山公園へ移動。最初から人数の少なかった集会参加者は、多数がデモに出ずに帰ったためさらに人数を減らし、完全に公安より少なくなっていた。

決して多くはない人数ながら、公安にきっちりマークされつつもデモは河原町通りを経由して三条河川敷まで行われた。

三条河川敷で簡単な総括集会をしてその日の行動は終わったのだが、問題はそれからだった。通りは公安だらけなので河川敷沿いに京大へ帰ろうとすると、公安も十人ぐらいで河川敷をつけて来る。こんな所は通らないだろうと飛び石伝いで川を渡れば、彼等も渡る。挙げ句の果てに、信号を渡って撒こうとすれば、信号無視をして追ってくる（公共の安全は交通の安全に優先するらしい）。

なんとか寮に辿り着くと、その回りには見慣れぬ車や不自然な位置に立っている男が何人もいる。寮も完全に公安で囲まれていた。

七日の前段集会を経て、八日は宝が池国際会議場への現地闘争、四条河原町での街頭情宣、デモに全国から学生が参加した。

前段集会は公安に包囲された厳戒体制下の部落解放センターで行われ、参加各大学のアピールや翌日の行動への行動提起が行われた。

翌日は朝、国際会議場へのデモが多数の京大生を含む約八十名によって貫徹された。思いの外機動隊の規制は厳しくなく、天皇がある地方に来た時の抗議デモでは、学生一人に最低三人ずつの機動隊がついて、めちゃくちゃに暴力をふるったという例もあると聞いていたので、若干拍子抜けした。だがもちろん、公安は例によって我々の許可もなく写真を撮って肖像権を侵害していた。

夕方の行動のためにあらかじめ予約していたタクシーは突然キャンセルされた。確認されてはいないが、警察からの要請によるものらしい。公安にみつめられながらのビラ配り、アジテーションを終え（学内よりはるかにビラ捲けがよかったのが印象的だった）デモに出発する。朝の警備のあまさの反省からか、かなりの規制である。少し離れて見ると、機動隊がデモしているように見えたほどの数、体格の機動隊に規制されまくり、ほとんど自由な動きはできなかったものの、どうにかデモは逮捕者を出さずに終った。ちなみに今年の春東京では、「天覧」試合の会場でビラを撒こうとしただけで、建造物不法侵入で学生が七人も逮捕されている。

翌日天皇が帰るまで大学周辺には公安がうろついていた。今回の行動に参加した一人が「帰れ!」と怒鳴ると、彼等は「なんだ××」と名前を言って返したという。別に逮捕歴もないし、個人的な面識も無いはずなのに。

ここまで書いてきたことはみな、読者の人には関係のない、一部の「過激派学生」に対する弾圧だと思われるかもしれない。しかし、彼等はその気になれば、どのような「一般市民」にもおなじような尾行、不当な撮影、生活の監視等をできることもまた事実なのである。

◀宝ヶ池での学生のデモ

無駄を省いて安さで勝負
安い 早い 土・日曜
17,000円（税別） 1時間 予約制
エコノミー車検

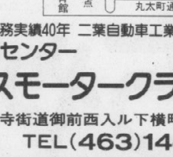

車両重量1000kg以内乗用車例
（自賠責保険25ヶ月）（重量税）（車検代〈税込〉）（印紙・切手用紙代他）
32,150円＋25,200円＋17,510円＋3,362円
総額78,222円
当日、検査証、認印、納税証明書、御持参下さい。（他府県ナンバー可）自動車点検基準により、点検を実施、整備の必要のない車両について検査後、保安基準適合証の発行を行ないます。整備の必要な車両については、整備必要箇所をアドバイスします。整備ののち、後日ご予約入庫して下さい。アドバイス料は無料です。
（近指京・第325号）
民間車検工場・車検業務実績40年 二葉自動車工業
エコノミー車検センター
ハイセンスモータークラブ
京都市上京区仁和寺街道御前西入ル下横町216
※予約受付 月～金曜10:30～17:00
TEL(463)1448
※不正改造車は一切受け付けません。※外国車は、受け付けません。

新聞だけじゃない!
いろいろ出してる京大新聞
☆卒業アルバム「Year BooK」
★入学アルバム「Fresh BooK」
受験生向け雑誌「京都大学を知る本」

編集員募集中

サクセスブック'94
京都大学を知る本
絶賛発売中
●特集「教養部廃止と一般教育の行方」
●OBインタビュー 綾辻行人（ミステリー作家）
●大学の諸相を探るコラム 岡本愛彦／丸木俊／石川九楊／粉川哲夫／野崎六助
●カラーグラビア「京大を建てた人々」
●その他 京大ミュージックシーン、学生生活、研究生活、学部紹介など企画を満載。
お求めは全国有名書店・生協で。
編集・京都大学新聞社
発行・㈱六甲出版

関西文學
月刊同人雑誌 毎月8日発売
定価700円（送料76円）
編集・発行／関西文学の会 発売／株式会社関西書院
広く才能の糾合を目指し
活動の主体たる同人・会員への
加名・入会を期待しています
見本誌と入会案内送呈（要80円切手8枚）
購読のみの場合は年間9,312円（送料共）
関西文学賞募集中
文芸評論／詩／小説／随筆・エッセイ
各部門締切り－毎年8月末日消印有効
●応募枚数、賞金、発表など応募要綱は、毎号の「関西文学」誌の目次裏面に収載。
織田作之助賞募集中
―主催／大阪文学振興会―
小説（ジャンルを問わず）50枚以上100枚以内
締切り－毎年5月末日消印有効
応募要綱など問合せは「織田作之助賞」係
大阪市生野区林寺2－20－1
☎(06)714-5946／FAX(06)714-2023
郵便振替／大阪 00950－1－24838

CINEMA―MOVIE

報告・京都国際映画祭

▲グランプリに輝いた「息子の告発」

レポート　一回限りの映画祭。再びこの地に映画祭の招かれる日がくるのか…　京都国際映画祭

九月二十四日から十月二日までの約十日間にわたり、第七回東京国際映画祭京都大会、いわゆる京都国際映画祭が開かれた。開催前は前売券の売り上げが悪かったせいもあって、一体どれだけの入場者数があるのだろうかと関係者は冷汗ものだったらしいが、最終的には十三万人もの入場者があり、映画祭は成功したと胸をなでおろしている。昨年の東京国際映画祭の入場者数が十五万人強だったことを考えれば単純にいって二万人もの入場者減であり、さらにその内五万人は太秦の映画村で開かれていた「日本映画百年博・京都」に入場した客数、三万人は京都ではなく東京で開かれていた共催企画のファンタスティック映画祭に来た観客の数だが、東京圏と京都（関西圏）の人口の差を考えれば上出来といえよう。現在、東京ではついにミニシアターの数が百を越えたらしいが、関西ではそのような増加の動きも見られず、映画館の数は減少の一途をたどっていることを考えれば、映画祭の果たした役割というものも大きく評価されるものである。映画配給業界では東京以外は皆地方とみなされている事実を思い出すまでもなく、東京一極集中の悲しさを関西の映画ファンは味わってきたのだが、これで少しはむくわれた気持ちになっただろうか。

映画祭自体は京都で今年行われている「平安建都千二百年祭」の目玉として国際映画祭を日本映画発祥の地京都で開催しようという考えで企画されたらしい。しかし国際映画祭なるものを開催するには国際会議を経なければならなかったり、その他色々と大変な準備が必要となるために、京都国際映画祭は東京国際映画祭を京都に持って来るというらくな方法で開催されたわけだが、私のような映画好きの人間はそういう安直さに危惧しつつもとりあえず期待してしまう。まあ少々のことには目をつぶって、しばしの間世俗のことども離れて、映画三昧の日々を送ろうかというわけだ。なんといっても普段は観光でしか訪れそうにない世界各地の監督、俳優という映画人がここ京都にやって来るのだ。宮沢りえの騒ぎはただの御一興としても、期待に胸を膨らませてしまうのは仕方がないだろう。運の悪いことに、専門科目の試験期間と映画祭の開催期間がちょうど重なってしまっていたのだが、なんら躊躇することなくへろへろと映画館に足を運ぶ自分に哀しくなってしまうのも仕方がない。すでに八十歳を越えたポルトガルの巨匠マノエル・デ・オリヴィエラ、「ホワイトバッジ」で第五回大会のグランプリを獲得した智泳、「牯嶺街少年殺人事件」の楊徳昌、「マッチ工場の少女」などの作品でカルト的な人気を誇るアキ・カウリスマキ、といった世界各地の名監督の新作が見れるのだ。試験は毎年行われているが、映画祭は今年限り。例年京都大学の夏休みというものは九月の試験期間開始と供に終りを告げるのだが、私の場合は今年に限っては十月の半ばまで続いたほどである。同じような思い（？）の人は結構いたらしく、アジア秀作映画週間の観客数は前回の約二倍を数え、上映の行われていた会場では立見となることもしばしばであった。国際女性映画週間では会場であったウイングス京都は座席数二百八十なのだが、十一回の上映で四千人、平均すると毎回三百六十もの入場者がいた計算になっている。

しかしながら上映作品の質は高く何の問題もないというわけには決していかない。（毎回何人もの人が言うことではあるが）「年々（コンペティション出品）作品の質が落ちていく」という声は毎回のことでもあり、耳がうんざりする程なのだが、今年は例年以上にそうした声が良く聞かれたと言えばこれはいいすぎか。しかしそれとは別によくできた映画もいくつもあった。楊徳昌の「独立時代」はコメディ調の映画で、前作とはがらりとかわった雰囲気に観客は興奮していたし、「夜がまた来る」でも石井監督の熱心なファンがたくさん集っていた。カンボジアの米作り農家の姿を描いた「米に生きる人々」、コンペのグランプリをとった「息子の告発」など感銘に残った映画は数多い。

邦画がおもしろくないと言われる理由の、避けることの出来ない原因として、「業界主導」の映画祭であるということがあげられるが、これは舞台を京都に移した今大会でも何等変わってはいない。東宝と松竹の十一月現在公開中の忠臣蔵関連の作品が二点とも出品されているのはお笑いものだし（さすがに東映までが足を揃えるのは止めたみたいだ。しかし「集団左遷」も極めて忠臣蔵的な映画だけに、いくらなんでも恥ずかしいと思っただけなのかもしれない。）映画祭期間中にはるばる来日した映画人の多くが昼間町をうろついてみても全く見られないようでは心許ない。期間中ずっとホテルでかんずめになっていたのだろうか。しかしこれも来日はしたものの東京で宣伝と記者会見をしただけの人さえいたことに比べればまだましか。そういうスケジュールを組んだ人は東京と京都は同じ町だとでも思っていたのか。

ホテルといえばプレスセンターが京都ホテルにおかれたこともあって、このホテルに泊まっていた人が多かったようだが、これには行政主導の臭がプンプンしている。オープンしてしまってからは下火だが、長期間にわたり同ホテルの高層化反対が叫び続けられてきているし、京都市がその隣の市役所を高層化したがっているのも京都では周知の事実である。これこそまさに、市民不在の映画祭ということを如実に表していたのではあるまいか。

ともあれ無事に、怪我人が出ることもなく（笑）映画祭は終了した。「京都」の顔が見えない映画祭であったという点は大いに反省しなければならないが、映画祭の意義がわかるのはこれからである。京都の誇る文化博物館所蔵の日本映画のフィルムライブラリーでも、年間で収集予算（図書館の図書購入費みたいなもの）はたった四百万円しかなかったというのだから驚くほかはない。こういう現状を改善するためにも、京都の映画環境はどうなってゆくのか、しっかり見続けなくてはならない。「京都は日本映画発祥の地」と声高らかに謳いあげるだけでは決して好転するわけはないのだから。（関）

レポート　監督や俳優を直に見る機会があるのは実に素晴らしいこと　京都国際映画祭

映画祭としての評価は余り高くなかったようだが、何はともあれいろいろな映画の観られた京都国際映画祭。その中から、筆者の観た映画のうち印象に残ったいくつかの作品を紹介したい。

「独立時代」

エドワード・ヤン監督の最新作。大学時代の親友であり、今は親に与えられた広告会社の社長とその部下という立場となった二人のヒロインの物語である。いろいろ出てくる登場人物たちの織り成す関係が平面的で、結局何が言いたいのかということが良く分からないという弱点はあるのだが、二人のヒロインを演じる女優の切れ味爽快の演技には、日本の「美人」女優には余りみられないかっこ良さがあった。きらびやかな台湾の夜景が眩しい。

「ハリウッド・キッズの生涯」

ベトナム帰還兵をテーマにした前作「ホワイト・バッジ」で東京国際映画祭第五回グランプリをとった智泳監督の最新作。五〇年代ハリウッド映画に魅せられた少年たちの生きざまを描く。描くというか、前半で描かれる少年たちのありようを、後半で強引に否定してみせる。破滅にいたる最後のオチはほとんど支離滅裂で、「アメリカの文化侵略」というテーマで前半の生き生きした少年たちを強引に裁断したようなつくりなのだが、そういう矛盾はともかくとして、前半部は特に印象的である。

映画館にただで入ろうとしては経営者に見つかって罰を食らい、禁止されている映画を見にいっては映画館で教師に見つかって殴られる少年達が、ハリウッドを夢見て、貨物列車に乗り込んで脱出しようと話し合う。このシーンは泣ける。

▲「芙蓉鎮」

「バンディット・クィーン」

現在も残る持参金制度の下で全く知らない中年の男のもとに嫁がされた少女。虐待に耐えかねて少女は婚家を出るが、もはや彼女の戻るべき場所はなかった。女であること、下位カーストであるということで、差別され暴行される彼女は、拉致された盗賊団の中で頭角を現していく。

どこにいっても付きまとって離れない差別に対して必死で闘っていく主人公を演じる女優さんの力演に、とにかく尽きる（ちなみに、男達に無理矢理裸にさせられて村の中を歩かせられるシーンがあるのだが、そこで「ボカシ」は入らなかった）。暴力描写は酷いのだが、一種の爽快感はある。監督さんは今まで娯楽映画のジャンルで撮ってきた人だそうだが、入魂の一作という感じだ。なお、この映画は実話をもとにしている。

「息子の告発」

今回のグランプリ受賞作。十年前の父の変死を疑う青年が、実の母親を犯人として告発する物語。

封建的な家制度のもとで抑圧される女性の描写、中国東北部の厳寒の映像美などグランプリにふさわしい重厚な良さなのだが、私はひとつだけ疑問が残った。それは青年の告発する理由だ。男であることの意味を問い直さない「告発」に、どれだけの深さがあるのだろう。

良い映画であることを私は掛け値なしに認めるが、ラストシーンで、母親から贈られたマフラーをただ放り投げるだけで、母親との関係は終わり得るのかという気がするのだ。

この映画も実話に基づいており、息子の告発に対する賛否両論が相半ばしたという。

「歌舞伎役者　片岡仁左衛門」

高名な上方の歌舞伎役者だった故片岡仁左衛門の晩年に近い数年間に撮影されたドキュメンタリー。京都市国際交流会館で八時間に及ぶ上映が行なわれた。

淡々と芸の話や、稽古の模様、日々の生活の風景などが続くのだが、それらを通して歌舞伎という芸術の奥深さが滲み出てくる。今回上映分の末尾で、三十分にわたり仁左衛門丈の舞台が映されるのだが、それを見てはじめて歌舞伎の面白さにに触れた、という気がした。

（最晩年を綴った「登仙の巻」は本映画祭中に女性映画週間の一環としてウイングス京都で上映された）

「芙蓉鎮」

まじめに働く豆腐屋の若夫婦が、徹底的に党官僚にいじめられる。形式的には文革批判の線で描かれているのだが、実態としては完全な党批判、政治批判となっている。主人公を演じる女優劉暁慶のけなげさが光る。

映画祭ならではのこととして、監督さんや俳優さんに舞台挨拶やティーチインで直に触れ合えたということがある。深刻な映画を作る人でも、人柄はサービス精神に溢れ、穏やかであるということが私には興味深かった。

「息子の告発」は大阪天六のホクテンザで十二月十一日から十七日まで上映。（ユ）

1994 KYOTO INTERNATIONAL FILM FESTIVAL

原　一男「全身小説家」　『闘病録』を超える映像が欲しかった

原一男が「ゆきゆきて神軍」に続く新作を完成させた、と聞けば期待してしまう。私は「ゆきゆきて神軍」はあまり好きにはならなかったのだが、あのインパクトにあふれた映像は見ていて驚きの連続だった。聞けば今回の材料は小説家の井上光晴だという。といっても実際に彼の小説を読んだことはなく、日本の戦後文学を代表する作家の一人であるということぐらいしか知らないが、三十代までの人ならば大抵そうだろう。しかし原監督のことだから、映画を見れば井上の人物像が、思想が見えて来るものと思っていた。

それなのに映画を見終っても、原一男は一体何が撮りたかったのかがわからなかった。画面から伝わって来るものは井上と彼の取り巻き連中でもって構成される閉鎖された空間の空虚な美しさ、癌にもめげずに執筆、講演、文学伝習所等の活動を精力的に続けるこれまた美しい井上自身の姿だけである。少なくとも「ゆきゆきて神軍」では効果的であった原自身によるカメラが、この「全身小説家」では空回りしていた。確かに原はこの「美しさ」を壊してやろうと様々な試みをしている。その最大のものが井上の、虚構に満ちた経歴を、これでもかとばかりに暴いてゆく箇所だ。彼は井上の死後もカメラをまわし続け、戸籍を暴き、様々な人物に対してインタヴューを行う。そしてあげくの果てに、この映画はあくまでも「ドキュメンタリー」であると言い張りながら、完全な作り物である「ドラマ」シーンをもいれる。

しかしこの試みを単にくだらないとだけ断言して、斬り捨てるわけにはいかない。構想では十年かけて撮るつもりだったのが、癌の再発が思ったより早く、二年半しかできていない。何を考えて撮影を始めたのかはわからないが、撮影を続ければそのうちに原の望む、何等かの強烈なインパクトを持った事件が表れるに違いないと、また井上は間違いなくそのような事件を呼び起こす天性の才能を持った男に違いないと考えていたのだろう。それなのに事件が起こる前に井上は他界してしまった。そのために原は自らの手で事件を起こそうとしたのだ。井上は奥崎謙三とは違って、自分から事件を作ろうと行動してくれる「役者」タイプではない。それがわかりきっているからこそ十年という歳月をかける気でいたのだろう。

しかし最初の構想が破綻したからといっても、ドラマの映像は安易すぎる。風呂に入っているシーンも、初恋の少女がでてくるシーンも、美しき幼年時代の回想にしかなっていない。これではどうしてドラマをいれたのかが不明だ。闘病の記録や、伝習所や講演といった精力的な活動の映像では必然的に文学的美しさしか生まないために、それを避けようとして事件を起こしたかったのではないのか。ならば「回想」というものは、うまく処理しない限り表面的な「美しさ」しか生み出さないのであるから、避けるべきではなかったか。上映後のティーチ・インで原一男は「やめたほうがよいといわれたが、ドラマのシーンをいれた」と語っていたが、まさにそのとおりだ。あんなドラマをいれるなら、井上の文学に絡めたドラマでもあった方がまだましであろう。

そもそもドキュメンタリーと言いながら、伝習所の女性に対して誘導尋問的にインタヴューし、極一部だけを取り出す、という行為は限りなくドラマ的だ。たしかにドキュメンタリーといえど、監督が映像を撮り、編集する権利を持つのだから、出来上がった映画をもってこれが真実であるとは決して言えない。だからドキュメンタリーにドラマが入っていたって何等構わない。そういう意味で映画においては真のドキュメンタリーなど存在しないとも言えるのだが、次回作は劇映画だと公言していることを考慮しても、原は映像を選択できるということを勘違いしているのではないか。「三里塚」シリーズや「一〇〇〇年刻みの日時計」などで知られる故・小川紳介は、ドキュメンタリーでは撮る者と撮られる者との関係が大事であり、その距離は両者のモラルの基準値だと語っている。彼なら井上をどう斬ったであろうか、そんなことを考えながら帰途についたのを覚えている。（紐）

竹中直人「119」　時代錯誤のノーテンキさと何も起こらない超日常

昔、幼かった頃、幾つものミニカーを持っていた。その中には消防車もあったし、救急車やパトカーもあった。実際に走るのは消防車が一番少ないだろうけど、ちょっぴり可愛い気もする救急車や、悪人の臭いのするパトカーよりも、消防車が一番かっこいいと思っていた。

全国の消防車がどのくらいの割合で走っているのかは知らない。私の知人で本物の消防士をしている人は「こんなのんきに毎日を過ごしてるわけないやろ」と笑いながら喋っていたが、この映画を見ると「ああ、消防士って楽しそうでいいなぁ」と羨ましく思ってしまう程に、時代錯誤の雰囲気に映画全体が包まれていた。竹中直人監督の前作の「無能の人」もそうだったが、登場人物が不思議な魅力でいっぱいだ。「どついたるねん」で映画デビューを果たし、以来毎回観客を魅了させる演技をしてくれる赤井英和（石井）。竹中直人自身（津田）もちょっと怪しげな雰囲気を持った消防隊の隊長をうまく演じている。ヒロインを演じる鈴木京香（桃子）はキャラクターが見えてこないという不満を感じるが、それも狙いのうちだろう。マスターの妻役の石堂夏央（いつみ）はガロシネマのオートバイ少女でデビューした娘だが、いつもぶっきらぼうで、そのブスーッとしたところがよい。

最後まで事件らしい事件はない。テレビドラマのようにはなにもおこらずに日がたち、映画が終る。いつみが駆け落ちしても、ちょっと捜せばもうおしまいで、すぐいつもの日常生活に戻る。桃子が消防士達と船にのって遊んで、帰ってきた後に、浜辺で「海が穏やかでいいわね」というところがあり、消防士達は「もう少し何かあったらいいのに」とこたえる。この台詞は登場人物の心情を端的に表しているが、桃子は東京のざわざわした生活に戻ってゆくし、石井や津田は何にもない毎日に戻る。こころのズレが見ている我々に奇妙な心地よさを与えてくれる。桃子は「穏やかな日々がいい」と言っているに等しいのだが、見ている我々も雑踏のなかで毎日を過ごしているわけで、それで結局東京へ戻ってしまう桃子に投入してしまうのだろう。竹中は特別な日常などいらないといいたいのだろうか。あくまでそれは消防士という非日常の空間へ身体をおいている人達の間のことだけで、実際の普通の生活とは違うのだがそれを感じさせない。消火訓練をしているシーンもおもしろいが、そこでも消防士のくせに妙にきれいな、まるで新品のような銀色の耐熱服が、彼らの何も起こらない日々を見事に表している。このように画面全体が竹中直人の感覚にあふれており、ユーモラスな空間を仕上げることに成功している。

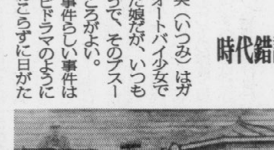

とりたててこれが竹中直人なんだと見せるところはないが、うまく出来た作品といえよう。（関）

投稿　アンジェイ・ワイダ「コルチャック先生」　佐藤千洋

ナチスの残虐性を間接的な表情で深く描き出すことに成功している

テーマはナチスによるユダヤ人虐待、そして白黒の映像といえば何を思い浮かべるだろうか。アンジェイ＝ワイダの『コルチャック先生』よりもスピルバーグの『シンドラーのリスト』を連想する人が十中八九だろう。おそらくスピルバーグは、『シンドラー』を撮る前に『コルチャック』を観ていたのだろうが、二作品の間には類似性よりも対照性の方が目立っている。

シンドラーはドイツ人の実業家で、ナチスの将校たちと密接に関係しながら財を築いてゆく。ところがナチスの残虐性を目の当たりにして自分の工場のユダヤ人労働者を救うという使命に目覚める。コルチャックはユダヤ人の医者でユダヤ孤児院を営み、ナチスの占領後も孤児たちを守り通そうと努める。

ワイダは清潔なヒーローを、スピルバーグは人間的なヒーローを描いたということに二つの作品の対照性は止まるものではない。主人公の立場をも含めた映画全体の描き方を決定するような視点の差異が、ワイダとスピルバーグの間にはある。またその差異は、それぞれの映画の完成度に大きく関わっていると僕は思う。

ゲットーに移るユダヤ人の列に罵声を浴びせる子供。突然撃ち殺されるユダヤの男と雪に滲むどす黒い血。炎に包まれる死体の山。全裸で引き回される老人たち。スピルバーグは残酷な映像を並べてゆく。彼の視点は、虐待されるユダヤ人を傍から見ているシンドラーと一致する。彼はユダヤ人を、ナチスによる虐待の「対象」として超越論的に捉えることしかしない。ユダヤ教の儀式を再三スクリーンに登場させることは、ユダヤ人の内面に分け入ることではない。民族的な要素を用いてエキゾティックな雰囲気を醸そうとしただけといっては穿ち過ぎだろうか。

一方ワイダは、残酷な映像をほとんど示さない。孤児院の中での事件を中心的に描く。孤児たちの恋・喧嘩。コルチャックと孤児たちの電車ごっこ。子供たちに辟易する若い教師。子供たちの食料集めに奔走するコルチャック。銃声に怯えて眠れなくなると子供といった形で、ワイダはナチスの暴虐を表現する。ワイダにおいてナチスは「他者」であり、その如何ともし難い外からの志向的な強制力に曝されるユダヤ人が肉的に描かれる。ワイダの視点はユダヤ人のそれと一体となっている。

二人の視点の差異は、それぞれの作品が「フィクション」であるかそれとも「ドキュメンタリー」的な「フィクション」であるかの別に表出しており、また各々のラストシーンにそれが象徴されている。

イェルサレムにあるシンドラーの墓碑に、実際にシンドラーに救われて生残している人たちと映画中で彼らを演じた役者たちが石を供えるシーンが『シンドラー』のラストである。スピルバーグがドキュメンタリーを強く意識したことがここから窺える。しかしこの作品は明らかにドキュメンタリーではない。史料の面が稀薄すぎる。これは「ドキュメンタリー」的なフィクション」なのである。ではフィクションの側面はどうか。これもまた不十分だと言わざるを得ない。スピルバーグは、ドキュメンタリー的」に拘わる余り、ドキュメンタリーとしてもフィクションとしても使い物にならない欠陥品を創ってしまった。

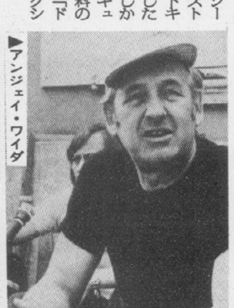
▲アンジェイ・ワイダ

『コルチャック』の最後は、強制収容所へ列車で移送される途中、コルチャックたちが乗っている車両だけが他の車両との連結からひとりでに離れて止まり、子供たちとともに彼が平原へ解き放たれる美しいシーンである。緩やかに、希望に満ちた大地へ駆け出すコルチャックたちとともに、観ている僕もスクリーンの向こうへ、光の根源へ駆けてゆきたくなる。幸福感に溢れたその映像に、コルチャックとその子供たちは強制収容所のガス室で死んだという字幕スーパーが重ねられる。不意討ちの一行。静かだがあまりに唐突なワイダの告白に一瞬憤りを覚える。何故もっとコルチャックたちに、そして僕に至福の時を与えてくれないのかと。そして悲しみの淵に身を沈める。ワイダは、コルチャックと孤児たちを純然たる「フィクション」の中に描き切ることでドキュメンタリーを創ったといえる。

ユダヤ系の血を引くスピルバーグとポーランド人ワイダの間に遠近法の奇妙なねじれが存在するのは興味深い。スピルバーグは、彼のエンタテイメントとしての悲劇に「アウシュビッツ」のエピソードを利用したのではないかとも思えてくる。勿論彼は無意識にであろうが。またワイダの視点の根拠は、旧体制下のポーランドで長年彼が実践していた反政府運動に見ることもできよう。

作品としてつまり「フィクション」としての完成度には隔たりがあるものの、「アウシュヴィッツ」への二人のアプローチは相対化されるものである。どちらもそれがそのまま実態であるとは言い難い。「アウシュヴィッツ」は、スピルバーグの捉えた面とワイダのそれと両面を併せ持っている。あるいはまた、二人が捉え切れていない面もあるだろう。その余白を埋める新たなアプローチが、映画というメディアを通じてなされることを望まずにはいられない。テーマを同じくする映画を比較することは、そのテーマの本質を浮き彫りにし、そしてさらには、映画そのものに接近することをも可能にするからである。

入所日…毎土曜日
社会人になる前に、是非、モノにしておきたい。
運転免許は社会人へのパスポート
―思いやりで高めよう京都の交通マナー―
―One of the most traditional in City!―
◎短期速成科、定時制、随時制の各コース
◎好評を博している同時教習（普通車と二輪車）
◎お申し込みは生協プレイガイド
親切、丁寧
確実な指導が人気のマト
KOETSU DRIVER'S & RIDER'S SCHOOL
普通 二輪 光悦自動車教習所
京都大学より
バス送迎15分
〒603 京都市北区大宮玄琢南町25番地 TEL.075-493-0101(代)

ちゃんこDE宴会
恵那櫻セット 3,800円
（小鉢・ちゃんこ鍋・刺身・うどん・ビール1本）
ヤングセット 2,800円
セット料理＋700円でビール飲み放題
味で勝負の
ちゃんこ 恵那櫻
全室個室
無料カラオケのある 京阪三条店
京阪三条駅東へ200m南へ10m
0120-4-05483
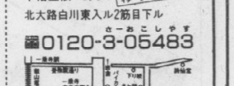
掘りコタツ式個室
本格土俵のある 一乗寺店
北大路白川東入ル2筋目下ル
0120-3-05483

本のページ BOOKS

ドゥルーズ横断

編・宇野邦一
執筆者・ジル・ドゥルーズ
アントニオ・ネグリ
丹生谷貴志
松浦　寿夫
瀬尾　育生
他

河出書房新社・3800円

評者・前田晃一

書評『ドゥルーズ横断』

「表象と実践の相互嵌入」

或るものと等距離性を保ちつつその或るものをきりもなく「再現」してゆく蝟集空間のイメージに〈像〉、かたやその不在を密着的に触知させつつそのつどかけがえのない何かとして間隙的に「反復」させる「無人空間」のイメージには〈貌〉と、とりあえずの符牒を『平面論』で与えた松浦寿輝が、それや本書とは別に、欲望と修辞という主題に関するかぎり〈ついて〉や〈めぐって〉というありきたりな主題化の装置としっくり折り合いのつかない〈何ものか〉が問題となっているとして次のように述べている（松浦寿輝「修辞的身体」）。

――「何かについて語る」とは「そのものよりも一段階高い視点に立ってそのものの上に言葉を差し向けること」であり、「何かをめぐって語る」とは「中心に置かれたそのものの周囲に言葉を旋回させる」ことであるのだが、いずれにしても、〈ついて〉や〈めぐって〉を伴って何かを主題として提示すると、「それ自身とは水準を異にする超越的な言説との対比においてそれをくっきりと際立たせるという操作」となってしまう。ところが、「恩弁的な言説がいかなるメタレヴェルにも自分を支ええず、水準においても位置においても形式においても濃度においても当の主題そのものと曖昧に同化してしまい、それの上から覆い被さろうとしてもたちまちずるりとそれの下に潜りこんでいってしまったり、それの周囲をめぐろうと、いつしかそれの内部に曖昧に浸透していってしまうということが絶えず起こる」としたら、それは「表象と実践とが相互に嵌入しあってしまう」出来事がただそこに生じているのだという。

こうした「表象と実践との相互嵌入」という出来事こそがまさに「ドゥルーズ横断」に他ならないことはドゥルーズ、ドゥルーズ＝ガタリに接続さえすれば誰にも疑いようのないことである。

苛酷極まりない試練

こうして事件を経てわれわれは晴れて〈貌〉をもつことになるのだが、しかし、われわれは大抵の場合〈像〉においてのみ見聞きする顔しか纏っていないのだから、〈貌〉としてあることは、まさに顔を切り刻まれたうえに身ぐるみ剥がされるという体験にも等しいということは強調しておかねばならぬ。しかし、そうしたことの実践こそが本書のいう「ドゥルーズ横断」の試みであることには違いないとしても、果たして、そのような試みが実践される苛酷極まりない試練にむかって、一体誰が自ら望んで飛び込んでいくというのであろうか。

「いつの日か、時代はドゥルーズ的となっているだろう」というミシェル・フーコーの有名な宣言に忠実に従うなら、ドゥルーズ的試みのもつ苛酷さを十全と引き受けることが可能な時代とは「いつの日か」到来するだろう時代のことなのであり、ともすると現在ではまだその機が熟していないということになりはしないか。ならばドゥルーズ的時代に存するためには、或ることを〈ついて〉や〈めぐって〉を冠することなく論じねばならないのだし、否、それではまだ不十分であって、もはや「論じる」ことではなく、「嵌入」の身振りの現実的な作動にこそ身を任せ、「論じる」というメタレヴェルに自分を支えようと踏張るのではなく、「曖昧に同化してしまう」ことに身を任せてみるべきではないだろうか。誤解のないように断っておくが、曖昧になることこそが苛酷な体験なのである。人は容易に「曖昧」になることに踏み切れはしないし、飛び込みもしやしない。

おそらくフーコーの言うように、われわれは未知の領域をめぐって言説の増殖に身を任せざるを得ない「我らヴィクトリア朝」にいまだに属しているのであって、言説にではなく過剰にそこにあるものに嵌入することに身を任せることではじめて何か新しいものに〈なる devenir〉という「新たな思考」を獲得することが可能な時代には、いまだ立つことができないままなのかもしれない。あるいは「ひたすら希少なるものとしてしかありえない言表へのフーコーの執着」と「一般に何ものかからの、あるいは何ものかにおける差異として考えられているものを、出来事として解放する試みへのドゥルーズの関心」（蓮實「フーコーとドゥルーズ・系譜学と形而上学の遭遇または非遭遇」）という明らかに異なる二つの身振りが歴然と存在しているにもかかわらず、われわれはドゥルーズに接続しようと試みる際、フーコーのように自らの時代がドゥルーズ的時代ではないという極めて現実的な差異を確認することもなく、ともすれば両者の時代を不遜に接続することのみに執着してしまい、「既知のもの」を「新たなもの」に傲慢不遜にもすり替えて飛び込んだつもりになっているのではないか。蓮實が指摘していたように彼ら二人は「たがいに瞳をかわすことなくしめしあわせた合図」を送りあっているのに過ぎないのであり、「遭遇＝接続」とはそのように交わることがないことをまず謙虚に引き受けることから始めなければならないだろう。またも誤解がないように断っておくが、「時代」とは、ここでは「諸力の複合体」自体の作動、つまりそれぞれの身振りが被る歴史的有限性を指しているのである。（これについては東大フーコーシンポジウムにおける蓮實重彦の苦闘を参照せよ）。

「論じること」に留まる律儀さ

では、本書はこうした「遭遇＝接続」に飛び込むことに成功しているといえるだろうか。結論から言ってしまえば、十全と成功しているわけではない。その理由は明白で、幾人かの論者たちがいまだ文字通り「論じること」に留まる論者であるからである。例えば、ドゥルーズ、もしくはドゥルーズ＝ガタリに対して「本質的な疑問を投げかける」なら、「論じる」とは別の仕方で、というのがせめてものゲームの規則であろう。競技は「飛込み」だけではないのだから。あるいは日本において如何にドゥルーズを導入し機能させるのかということも、既刊の翻訳にいくつか不幸があったにしても、あまりに律儀にドゥルーズ的問題とは一体何かということに囚われ過ぎてはいないか。多木浩二が適切に指摘しているように、問題そのものが問題ではあるのだが、これはうっかりするとカント的な批判哲学と錯覚してしまいかねない。ドゥルーズ的試みとはそうしたことではなく、むしろ問題になる平面を批判審級とは別に発見して、その平面の上に身を置いてみることなのであって、そうすることで今まで問題に見えていたものが違うものに見えるようになる（松浦寿夫との対談「横断的歴史と新たな主体」『週刊読書人』十一月十一日号）。ことこそが重要なのだから、ドゥルーズに対するあまりの律儀さからだろう幾人かの卓説な論考は文字通りその余りの卓説さ故に、ドゥルーズとは別の平面の上に立つことを遠慮し、この期に及んで飛び込み台の上で躊躇し、「論じる」ことに留まり続けているとの印象を受ける。しかしこうした律儀さが『千のプラトー』の訳者たちによって示されているという事実はあくまで重要なのであり、このことが強調されて過ぎることは決してない。

▲書店の店頭で（協力・京大生協西部会館ルネ書籍部）

注目すべき二つの「試み」

しかし、とにかく、躊躇も遠慮もあったにしても、とにかく飛び込んでしまった者もいる。その者たちは飛び込んでしまったことを振り返り顧みることよりも、とりあえず飛び込んでしまったことで新たに纏いつく「有限性」をただ有限性そのものとして「肯定」しようとするのである。それは諦念であるというよりはむしろ吉田健一の小説『流転』のように徒然と「始終何かしていなければならない人間は別とすれば何もすることがないのが続く」というのは自分がいる場所に親しんでそこにいる自分もそういうものと感じてそれを受け入れる」ことなのであり、「自分がどこにいるかに気が付く時に自分がただそこの場所にいるだけのことであるのが解る」ようになるのだろう（強調引用者）。

本書で稀有に飛込みに成功した者たちにも確かに躊躇があった。それは何か得体の知れぬ或るものを目の前にして覚えた「怯え」としてまず提示されている。われわれは、「怯え」を経てなされた以下の二つの「試み」にこそ注目せねばならない。

例えば丹生谷貴志と松浦寿夫の試みではともにセザンヌがサント・ヴィクトワール山を前にして覚えた怯えや、或いはグランド・キャニオンを前にしたフィッツジェラルドの小説のスピノチストの怯えが「反復」されている。

丹生谷においては「〈人間的〉秩序と〈自然的〉秩序とが出会い、出会うことによって互いの緊密性を失い雪崩れる〈中間地帯〉」、「すべての組織化が一種の崩壊において出会うことになるドゥルーズの言う〈場所化し得ぬ干渉地帯〉」がまず「造成居住区」として提示され、松浦においては「セザンヌの作品にしばしば見出せる余白、筆触と筆触との間に拡がる画布の露出する場所」がまず提示される。そしてさらに丹生谷においては「午後の散歩」が、松浦においては「空間的な拡がりではなく、ひとつの断層、ひとつの亀裂の顕示」が、それぞれの出来事として提示されているが故に、彼らのエセーは「試み」足りえるのである。

丹生谷はまずそうした亀裂の場所を提示したうえで、さらに、「或いは今は鬼に角そこにいた」（『流転』）という吉田健一のごとく、〈造成居住区の午後に散歩する〉という出来事を提示している。だからこそ彼には、例えば「絶対的分身が〈分身〉を反復するクリント・イーストウッドの映画の世界に自分がいるとすれば」（「覚書：映像のフーコー」）などという出来事そのものや映画をそうした場所として開示する試みを今後の仕事でも提示することが求められるだろう。

松浦は、待望久しいそのセザンヌ論「勝利の山塊」の序文で述べていたように、ドゥルーズの概念創造とは「概念は何らかの遭遇以前にア・プリオリに設定されるのではなく、そのつど不断の現在のさなかで、無限にいまとここととを析出する現在の振幅のさなかで、概念は遭遇のたびごとに形成され、反復」され、セザンヌに例えるならこうした概念創造の営為は「サント・ヴィクトワール山という越えがたい距離の彼方に聳え立つ勝利の山塊だがしかし、画布上に配置されてゆくひとつひとつの筆触がこの山塊と同じものであるというほどに、〈彩る感覚〉が差異をはらみつつ反復されてゆく」のだから、松浦にいまわれわれが求めるのは、サント・ヴィクトワール山という越えがたい場所をめぐる言説の編成、例えば「セザンヌからアメリカ抽象表現主義へと至る」（前出『週刊読書人』における対談）言説の再編成や、或いはメルロ・ポンティ的「眼の次元」、つまり「視覚性という場において絵画を基礎づけようとする論理」等々に留まることでなく、むしろセザンヌとともに「ダイアグラムの中から形象を出現させる」ことなのである。それはまさに、形象を「反復そのもの」としての「彩り」の概念として絵画のなかに作り出すことによって、山塊に逆転勝利したセザンヌとともに「新たな概念」を提示する試みとなるはずだろう。

活用されるべき書物

ともあれ本書にはこうした希有な仕事とともにドゥルーズのシャトレ論『ペリクレスとヴェルディ』も所収され、これもそうした接続のもとでの希有な一例である。われわれはこれに倣い「傲慢不遜」にならず「遭遇＝接続」することがゲームの規則として求められているのだから、その規則に従って「傲慢不遜」でない「新たなもの」を提示しなければならない。本書にはそうした接続も確実になされている。従って、本書もまた「線」が引かれつつ活用されるべき書物なのである。

（まえだ・こういち氏は人間・環境学研究科院生）

学のインターフェース・自著を語る

第3回『漢字の字源』阿辻哲次（総合人間学部助教授）

字源の解釈には、「絶対的に正しい」ものはないということが書きたかったのである。

今年の春に講談社現代新書の一冊として『漢字の字源』という小著を出したところ、それが編集部の目に止まったようで、著者として何か書けというご注文である。

この書物で扱った内容を一言でまとめるならば、「甲骨文」や青銅器の銘文などに使われた漢字の古い字形の分析を通じて、古代中国における種々の文化的事象を究明しようとしたことである。漢字は世界でも有数の長い歴史を誇る文字だから、古い字形を分析することによってさまざまな事実がわかるのだが、今回の小著では主として食文化・男女と親族関係・動物学の三つの方面に分けて考察した。書名を『漢字の字源』としたのは、もちろん編集者との相談の結果ではあるが、今から思えば少し硬すぎたような気がする。『漢字から見た古代中国』くらいのタイトルの方が、内容にふさわしかったかも知れない。

『漢字の字源』は私にとって六冊目の単行本になる。初めて自分の著書が書店の店頭に並んだ時にはすっかり舞いあがって、町の大きな本屋さんに自著の売れ具合などを頻繁に偵察に出かけたものだが、この頃ではさすがにそんなことはしなくなった。しかしそれでも、読者からの反響はずいぶんと気になるものである。

さいわいなことに講談社現代新書には「愛読者カード」という葉書がはさみこまれており、これは郵便料金受取人払いであるためか、読者から出版社に返送される比率がかなり高いようだ。本を買って読んでくださった方からの葉書を拝見するのは、たとえそこに批判が書かれていたとしても、著者にとっては嬉しいものであり、版元から葉書がまとめて届けられるとワクワクしながら読んだ。

さて今回の葉書には、小著によってこれまでの字源に関する説明のバラツキがようやく理解できたというご意見があった。著者としてもっとも嬉しいのは、自分の狙いが読者にそのまま伝わったと感じる時で、この葉書を拝見した時には快哉を叫んだものだった。

漢字はカナやアルファベットなどとちがって、一字ごとに特定の意味を持つ表意文字である。漢字の中には一字で四種類も五種類も意味を持つ字があるが、しかしどのような漢字でもかならず、その字が初めて作られた時にはただ一つの意味を表したはずである。この最初の意味を「本義」といい、その漢字が本義を表わすようになった由来をさぐることが字源の探究である。

このような漢字の本来の意味を明らかにすることは、現代の日本人にも大変に興味があるテーマらしい。漢字の成り立ちとその本義について、アニメーションを使って説明した番組が以前にNHKで放送されていた。またもうずいぶん前のことだが、「赤」とか「青」という漢字についての字源の説明がテレビのCMで使われたこともあった。また小学校の卒業式で、校長が『親』とは《木》の上に《立》って子供を《見》ている人のことだ」という話をしたことがあった。これは文字学的にはまちがいなのだが、しかし小学校の卒業式という節目で語られたこの話は、両親に対する感謝の気持ちを喚起する、まことに良くできた、説得的な創話であった。

このように日本人には好まれるテーマである漢字の字源を説くという分野では、もちろんこれまでに多くの書物が出版されてきた。それらの中にはごくごく通俗的な読み物から、相当に専門的な書物まで、実にさまざまなものがある。しかしこれらの書物などにおいて、それぞれの漢字に与えられる字源の解釈は必ずしも同じではない。それは漢和辞典においても同様で、少し詳しい漢和辞典ならだいたい「なりたち」に関する説明があるが、そこにもさまざまに異なった解釈が記されている。同じ漢字でありながら書物によって解釈がまちまちであり、そのことを不思議に思う人はたいへん多かった。

『漢字の字源』を書こうとした動機は、実はここにある。といっても、私が漢字の字源について、ゆるぎない正解を提示しようとしたのではない。そうではなく逆に、漢字の字源とは解釈する人間によってさまざまな理解が可能な分野であり、絶対的に正しいということはありえない。これまでの字源解説書や辞典に見える解釈は、いずれも著者個人の解釈にすぎず、絶対に正しいと証明されたものではない、ということを書きたかったのである。

小著の結びをここでもう一度書いておきたい。

漢字の字源解釈は人の興味をそそるテーマである。しかしそれは正解の捉えにくい事柄であり、あくまでも一個人の仮説という形でしか提示できない性質のものであることは、今の日本でもっともっと強調されるべきだろう。

（あつじ・てつじ氏は総合人間学部助教授・中国文化・社会論）

★文芸総合誌STURM第五号発刊！

STURMは学生が主催する文芸同人誌である。STURMは年二回、京都と東京で交互に編集・発刊される。STURMは創作（詩、小説、エッセイ）、評論（文芸、映画、音楽、思想）、翻訳（面白いものならなんでも）に意欲をもつあらゆる人を歓迎する。STURMはインタビューや講演会、研究会等の企画を援助し、その成果を紙面に反映させる準備がある。STURMはこれまで別冊をふくめて6冊発刊されている。最新号には大澤真幸（社会学）、岡崎京子（漫画家）、岡崎乾二郎（美術作家）、鷲田清一（現象学・モード研究）の四氏へのインタビュー、C・グリーンバーグ「モダニズム絵画」の新訳などの企画が掲載されている。今春に発刊した特別号には、浅田彰（京大経済研究所助教授）と大浦康介（京大人文科学研究所助教授）両氏による対談『中上健次追悼』が掲載されている。最後に、STURMは執筆者および編集に協力してくれる人物を募集している。連絡は下記まで。

〇七五―七六一―一九六九（武田）もしくは〇四二二四―二一―〇二四七（天野）。FAXもあります。

販売場所は未定。追ってビラ等でお知らせします。

▼ビデオ上映と講演の集い「レーン・宮沢事件――もう一つの十二月八日」

日時　十二月九日（金）午後七時～
場所　洛陽教会地下ホール
ビデオ　太平洋戦争中のえん罪スパイ事件の真相
講演　上田誠吉氏（弁護士）
入場カンパ　五百円
主催　日本キリスト教団京都教区「教会と社会」特設委員会

▼連続セミナー・HIV/AIDSと医療ホスピス

十二月一日は国際エイズデーです。京都YWCA若者・女性とHIV/AIDSプロジェクトでは、AIDSデーを覚え、日本におけるHIV/AIDSの医療体制を考えるセミナーを開催します。来年度、東京ではAIDSホスピスが開設されます。しかし、多くの都市でまだまだPWH/Aの人達が医療忌避を受けている今、求められているものが果たしてホスピスなのかという問いも生まれてきます。日本の医療の現状を知り、又日本では十分に紹介されていないホスピスの概念を学び、PWH/Aの人々へのケアのあり方を考えたいと思います。

十二月十二日（月）午後四時～「知りましょう！PWAの医療と日本のホスピス」大内裕子氏（淀川キリスト教病院ホスピスナース）＋福田章典氏（安井病院内科医）

十二月十七日（土）午後四時～「考えましょう！カナダのホスピスから学び、日本のこれからを」河村真氏（京大医学部学生）＋ダグラス・グレイドン氏（ホスピスカウンセラー）

十二月十八日（日）午後二時～「語り合いましょう！AIDSホスピスを通してのケアのあり方」（医療系学生対象）ダグラス・グレイドン氏

十二月二〇日（火）午前十時半～「知りましょう！AIDSホスピスを通しての生と死」ダグラス・グレイドン氏

場所　いずれも京都YMCA（上京区室町出水上ル）・電話〇七五―四三一―〇三五一
主催　若者・女性とHIV/AIDSプロジェクト（PAN）

▼京都YMCA「世界銀行を考えるセミナー」

IMF・世界銀行が誕生してから今年はちょうど五〇年にあたります。しかし現在、世界銀行の行っている構造調整プログラム（SAP）は、第三世界の人々に貧困をもたらし、環境を破壊していると、世界各地で、鋭い批判が巻き起こっています。

セミナーでは、なかなか分かりにくい世界銀行の成り立ちや仕組み、私たちの暮らしとの関わり、南の人々への影響などを知るための学習をします。そして、現在の世界銀行に代わる、市民レベルでの金融機関について、私たちにできる取組みを模索したいと考えます。

日時　十二月十四日（水）午後六時半～十二月十五日（木）午後一時半～「女性の立場から見た世界銀行の援助と世界銀行に代わる機関の可能性」
講師　加地永都子さん（日本YWCA常任委員）＋レヴィ・チャンドラさん（市民による世界銀行EDCS・インド現場コーディネーター）
主催　京都YWCA／草の根ワーカー養成プロジェクト（電話〇七五―四三一―〇三五一）

▼JVC国際協力コンサート一九九四

今年で第二回目となった国際協力コンサート「メサイア」。昨年はエチオピアでの植林活動をはじめ、農業、井戸堀り、牛・米銀行、保健教育、職業訓練など、南の八カ国でこれらの協力活動を行うことができました。

日時　十二月十五日（木）午後六時開場・午後七時開演
場所　いずみホール（大阪）
プログラム　ヘンデル「メサイア」（指揮＝ウヴェ・グロノスタイ、合唱＝コードリベット・コール、管弦楽＝テレマン室内管弦楽団）
電話受付　JVCコンサート事務局（電話〇七二六―九六

★イベント

共生のためのHIV・エイズ月間

昨年十二月のエイズ月間、今年八月の「HIV/AIDSとの共生をめざす京都国際フォーラム」を経て、HIVとエイズとの共生は私たちの社会にすこしずつ、でも着実に根をおろしつつあります。

それと同時に、私たちの社会がかかえる問題もはっきりしてきました。今年のエイズ月間で次の一歩を踏み出したいと思います。

十二月三日（土）「薬害エイズを告発する！」

輸入血液製剤による、血友病患者のHIV感染とはなにか？そして、その裁判は、いま…。HIV大阪訴訟弁護団の弁護士に、薬害エイズおよびHIV大阪訴訟の現状について講演していただきます。その他、ビデオ上映、原告からのアピールなどを予定。

場所　ウィングス京都
時間　午後六時半～九時
主催　フラワーチルドレン
後援　プラネット
参加費　五百円

十二月四日（日）「HIVと学校教育をめぐって」

共生の視点を持つ教師、父母のためのイベント。小学校・中学校・高校などのグループに別れて議論をたたかわせます。

場所　平安女学院
時間　午後一時～四時
主催　京都性教協／京都私学性教育研究会
後援　プラネット
参加費　無料

十二月十一日（日）「キルトをつくるって、どういうこと」

メモリアルキルトをつくることって何だろう。三十名までのワークショップで一緒に考えてみませんか。

場所　法然院
時間　午後三時～七時
主催　メモリアル・キルト・ジャパン
後援　プラネット
参加費　五百円

★演劇

劇団その1　公演その20「水の名前　～パワー・ホール編～」

今回のテーマは「ばかばかしいことを一生懸命にやる」こと。そのような行為が本来持っていたはずの「ケゲンな視線を吸い寄せる力」の復権を目指す。

作　藤原やすひろ
日時　十二月十七・十八日　両日とも午後一時及び五時開演（開場は三十分前）
会場　スタジオ・ヴァリエ
料金　前売八〇〇円　当日一〇〇〇円（前売は京大生協他で発売）
問い合わせ　七五二―九三〇六（藤原）

地球・自然・人間
を見つめる
情報ステーション
あーす書房
10坪の中に未来がある

京都市左京区田中門前町96番地の2
TEL(075)721-3619
FAX(075)723-7004

外交官（I種）試験
「憲法」「国際法」「経済理論」カセット・テープ
通信添削・個人指導コース受講生を募集中！
過去二十五年の経験と実績　予想問題的中率ほぼ50%が示す確かな信頼
・京都ガイダンス及び京都ゼミナールも随時開催
【サン・メイク通信教育部】
〒240 横浜市保土ケ谷区岩井町122-15　☎045-741-8666
●案内書請求請う（無料・KY係まで）　ただし、通信添削コースか個人指導コースのいずれかを明示のこと。

新聞奨学金制度を考える

―ある奨学生の過労死から―

寄稿：後藤浩二氏

（新聞奨学生・上村君の過労死裁判を支援する都立大生の会代表）

一九九〇年の初冬、一人の新聞奨学生が死んだ。死因は「過労死」だった――。

史上最年少の過労死事件といわれたこの青年の死が問うている問題について、この青年の遺族が起こした損害賠償を求める裁判の支援に携り、東京都立大学の人文学部B類（夜間主コース）の学生である後藤浩二氏に寄稿頂いた。（見出しは編集部）

虚しい謳い文句「仕事と学業の両立」

一九九〇年三月、上村修一君は単身東京の地を踏みました。スキューバダイビングのインストラクターを目指し、読売育英奨学会の新聞奨学生として働きながら専門学校に通うということでした。この年大阪府立大和川高校を卒業したばかりの十八歳。高校時代に水泳と持久走で鍛えた体は身長184cm・体重70kg。健康面には自信がありました。「高校卒業後は自分で働くから」「読売新聞の育英奨学会だから安心して」といって、読売育英奨学会の立派なパンフレットを開いてみせる上村君をみて、ご両親も安心して息子を預けようと思ったそうです。

上村君が倒れたのは、それから僅か八ケ月後の九〇年十二月四日のことでした。午後七時半ごろ新聞販売店での作業中に嘔吐した彼は、作業台の上に寝かされたまま放置されました。救急要請がちゅうちょされたのは、午後八時二十二分。救急車が駆けつけたときには仮死状態で、すでに手遅れでした。

行政解剖を行った杏林大学医学部法医学教室の佐藤教授の話では、死因は一過性の高血圧による小脳出血だということです。修一君は長因・既往症・外傷などが全くなかったことから「新聞配達・集金等の業務による心身の疲労・ストレスと死因との因果関係を考えるのが医学一般常識に照らして妥当である」ということでした。十八歳という史上最年少の若さでの、過労死です。

「仕事と学業の両立」を謳い文句にし、新聞配達をしながら学校に通える、という新聞奨学生制度。そのもとで制度的な保証を受けていたはずの若く健康な少年が、なぜ、文字どうり死ぬまで働かなければならなかったのか。そのことをここで冷静考えてみる必要があると思います。なぜなら、これは修一君に限らず、一般の新聞奨学生の苦境を端的に示し、急激な学費の高騰に悩む多くの勤労学生がかかえる悩みにも通ずるものがあるからです。そこで、この新聞奨学生制度はどういうものなのか、その中身を少し詳しく見てみます。

新聞奨学金のからくり

一九六四年頃より、全国紙各社がこの新聞奨学生制度を発足させました。その背景としてまずあげられるのは、新聞販売店における劣悪な労働条件下での慢性的な人手不足です。今日の新聞販売業界は飽和しきった市場のなかで、かきられた読者を奪いあうゼロサム・ゲームのような状況ですが、当時から各社間のその激しい過当競争は始まっていました。そのため新聞本社は個々の販売店と「片務契約」（そもそもは、法定再販制度を根拠としている）を結び経営に介入。高価な景品や商品券を使っての購買部数増加を一方的に押し付けました。こうした独占禁止法にも違反するような体制は、販売店の経営を圧迫し、そのひよせは、販売店労働者の労働条件にかかってきたのです。休日も満足に取れず、一日の労働時間が十時間を越える販売店がさらにあるというような、前近代的な労働条件が今日までつづいているということはよく知られたところです（ちなみに、八三年の労働基準監督署の調査によると、何らかの労基法違反を犯している販売店は、都内で全体の九二・五%にも達した）。しかしそのため、販売店は深刻な労務難に陥りました。配達員が集まらないのです。新聞本社の発行部数が増えればふえるほど、末端労働者の生活が切り詰められ、販売店が労務難に陥る。この矛盾を埋め合わせるにはどうしたらよいか。しかも現状の販売体制を維持したままで……。そこで考え出されたのが、新聞奨学生制度だったのです。

制度の内容については各新聞社とも似たようなもので、上記のような状況に対し、大きく分けて三つの機能をもちます。一つは、労働者の足止めです。奨学生は新聞販売店で働くことを条件に進学のための費用を借り入れることができます（一定の契約期間勤めることで返済が免除される）が、もし、途中でやめようとすれば百万近くの借り入れ金を、全額一括して、即刻返済しなければなりません。つまり借金で縛られているのです。この「奨学金」なるものは、実質的に販売店が拠出していて、その分、今じ仕事をしている一般のアルバイトより給料を低く押さえられます（私たちが調べたところでは、現在月額五万円の差がついている）。また、これは一定期間労働することの対償として支払われるものであり、まさに「賃金」以外のなにものでもありません。労働基準法十七条では「昔前の債務奴隷のような強制労働が生じるのを防ぐため、「前借金と賃金の相殺」を禁じています。この「奨学金」による足止めが、実態としてこの十七条違反になるのは明らかといえます。ところが、新聞社側は「支給元は奨学会であって、賃金ではなく福利厚生費としての奨学金である」として強弁するのです。

労働力が不足すれば、人手を確保するために労働条件の改善をおこなう。そうすることで、たとえ労働組合がなくとも、職場において一定の改善がなされていく……本来なら、そうした自浄作用のようなものがいくらか働くはずです。ところが多額の景品を使った過当競争を強いられている販売店には、労働条件を改善する余裕などありません。安上がりに、しかも酷な労働条件下でもやめることのない労働力を確保する、それが足止め策としての奨学生制度の意味なのであり、前近代的な労働条件を温存してきた要素のひとつなのです。

二つ目は、大量の若い労働者の獲得です。本来、高校新卒者の労働者としての募集は、学校長を通して行うことになっています。しかしこの制度のもと、新聞社側は「あくまでも奨学金を希望する奨学生の募集である」として受験雑誌などで大量に募集し、実際には、労働者募集従事者としてなんら認可を受けていない奨学会が、十七、八という若さの年に一方的な募集行為をおこない、販売店に振り分けるのです。私たちが東京都新聞販売業労働組合東京地裁にふれますが、販売店が労務難に陥る。この矛盾を埋め合わせるにはどうしたらよいか。しかも現状の販売体制を維持したままで……。そこで考え出されたのが、新聞奨学生制度だったのです。

制度の内容については各新聞社とも似たようなもので、上記のような状況に対し、大きく分けて三つの機能をもちます。一つは、労働者の足止めです。奨学生は新聞販売店で働くことを条件に進学のための費用を借り入れることができます（一定の契約期間勤めることで返済が免除される）が、もし、途中でやめようとすれば百万近くの借り入れ金を、全額一括して、即刻返済しなければなりません。つまり借金で縛られているのです。この「奨学金」なるものは、実質的に販売店が拠出していて、その分、今じ仕事をしている一般のアルバイトより給料を低く押さえられます（私たちが調べたところでは、現在月額五万円の差がついている）。また、これは一定期間労働することの対償として支払われるものであり、まさに「賃金」以外のなにものでもありません。労働基準法十七条では「昔前の債務奴隷のような強制労働が生じるのを防ぐため、「前借金と賃金の相殺」を禁じています。この「奨学金」による足止めが、実態としてこの十七条違反になるのは明らかといえます。ところが、新聞社側は「支給元は奨学会であって、賃金ではなく福利厚生費としての奨学金である」として強弁するのです。

労働力が不足すれば、人手を確保するために労働条件の改善をおこなう。そうすることで、たとえ労働組合がなくとも、職場

（写真と本文は関係ありません）

労働基準法第17条
（前借金相殺の禁止）
使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

奨学金＝前借金とする債務奴隷的労働

労基法17条違反の疑いも

10時間労働、5時間睡眠 蝕まれる身体

上村君は一九九〇年一月十三日、読売育英奨学会（読売新聞東京本社内）に願書を提出しました。その際、読売新聞本社・労政部社員の内藤氏から労働条件の提示を受け、幾つかあるコースのうち、朝・夕併せて四時間の配達と、集金・チラシの折り込みなどの付随業務を併せて一日六時間、月百五十二時間の労働というものを選びました。その後、二月末頃読売育英奨学生に採用され、その際、配属先の販売店を同奨学会から通知されました。それにより先に述べたように三月二十四日上京するにいたるのですが、その間販売店からの連絡や面接は一切ありませんでした。

ところが販売店における実際の業務内容は、説明とは掛け離れたものでした。上村君の一日の労働時間はおよそ次ぎの通りでした。

午前3時　出勤。折り込み等の準備。
午前4時～6時30分頃　バイクで朝刊配達。（朝刊終了後、販売店で朝食、学校へ）
午後3時頃　再び出勤、配達準備。
午後4時～6時頃　夕刊配達（終了後、夕食）
夕食後30分～1時間　朝刊の折り込み準備作業（週二～四回）

・折り込み準備作業後、月末二十五日位から月初め十日位までの間読者宅へ集金。
・古紙回収、新聞拡張、随時。

特に集金業務は苛酷なものです。これは読者の都合に左右されるため、一般的には、夜の八時から十時頃か、あるいは休日をつぶして行います。それでも読者が不在であったり、別の日を指定されたりすると、何度でも出直さなければなりません。釣銭を間違えないよう気を使い（一般的には、間違えると自腹を切らされる）、読者からの苦情を処理し、なによりも販売店から集金のノルマの達成を厳しく迫られるという、極めて精神的負担の大きな業務です。

上村君の場合、読者三百戸ちかくを担当していました。今その請け負いでありタイムカードすら用いられなかったのですが、移動にかかる時間やサービス品の準備、何度か出直す時間、あるいは雨が降った場合などを考慮すると、平均して一件当たりの集金に最低でも十分はかかると推定できます。三百件だと五十時間です。これを朝間内の十五日間で達成しなければならないのですから、この半月の労働時間は、配達なども含めると一日平均九～十時間労働ということになります。しかも配達が朝・夕と十二時間周期になっていることを考えると、拘束時間そのものはるかに長時間に及ぶものとなります。

一般に新聞奨学生の睡眠時間は平均四、五時間（東京都新聞販売労働組合の調査）といいますが、上村君もまた、こうした苛酷な労働のもと、慢性的な睡眠不足の状態での通学を余儀なくされたということです。そしてそのことは、彼の健康状態を徐々に蝕んでゆくことになりました。

後期の授業が始まる十月頃には入学当初よりの体重が5kg減少しており、学校での健康診断でも注意を促されるに至っていました。この頃、周囲に「仕事をやめたい」ともらすようになっていたそうですが、結局それはかないませんでした。というのも先に述べたような制度上の仕組みにより、上村君の場合、一年未満で仕事を辞めると初年度分の借り入れ金八十万円を、全額一カ月以内で奨学会に返済しなければならなかったからです。そのため上村君は無理をして働き続けざるを得ず、ついに死に至らしめられたのです。

販売店は〝とかげのしっぽ〟？

上村君のご両親は読売新聞社に対して、この突然の死の原因解明と奨学生制度の改善を求めてきましたが、誠意ある対応はありませんでした。そこで一九九四年二月三日、東京地方裁判所に損害賠償請求を提起したのです。

この事がテレビや新聞のニュースでとりあげられると、読売新聞社側は「訴状を読んだうえで誠実に対応したい」とコメントしました。しかし実際に裁判が始まると、「読売育英奨学会は社団としての実体がなく、責任は一切販売店にある」と述べているのです。これは先述した内容からみても全く欺瞞的だと言わざるを得ません。奨学生の募集、つまり実質的な労働者の募集はすべて読売育英奨学会の名で行い、申し込み書も奨学会理事長宛に提出しているのです。こうした対応は、「奨学会」が矛盾を世に隠すためのダミー団体だということを自ら認めたようなものです。

奨学会に社団としての実体がないというのはその通りであり、「奨学金」となる資金もたしかに販売店が負担しているのですが、その運営を取り仕切っているのは、この場合読売新聞社なのです。実態として本社の社員が募集行為を行っているというのは先に述べた通りですが、奨学会の理事長は、読売新聞本社代表取締役・渡辺恒雄氏が兼ね、「読売新聞本社内に（読売育英奨学会の）事務局があり、社員が直接管理運営をして……」と募集パンフレットに明記しているのです。

読売新聞社側は、この件を販売店の問題としてとらえ、本社に負担が及ぶことを避けようとしているようです。しかしそうだとすると、制度そのものの改善を求め、亡くなった上村君と同じような境遇にある多くの奨学生の力になりたいというご両親の思いは無視されることとなるのです。

都内に二万人、新聞配達員総数の四割にもなる新聞奨学生。戸別配達制度を支えるひとつの体制として、彼らは新聞産業のもとに確固として組み込まれています。「受益者負担」が叫ばれる社会背景の下、高額の学費の納入に悩み「奨学会」という借金をした彼らは、多くの場合、黙して耐えるしかなかったのです。夢をもち志しをもつごく普通の若者が、一方で背負う社会の職。三十年にもわたってほとんど顧みられることのなかったそのありさまを、上村君のご両親は裁判を通して訴えようとしているのです。

人の死を賭して訴られる言葉。その重み。決して軽みにられることがあってはならないと思います。

代表：後藤浩二
〒一六六　東京都新宿区戸山三―八―二
戸塚荘
TEL　〇三―五二七二―二九七八

研究室の虚実

検証　東南ア研・矢野元教授問題〈12〉

〔矢野氏の提訴をめぐって③〕

矢野嘲・東南アジア研究センター前所長が矢継ぎ早に提訴に及んでから、はや半年が過ぎた。前々回と前回は、主として小野和子人文研教授に対する訴訟の訴状を検討し、裁判の論点――元教授の主張にいかに無理があるか――を考察してみた。しかしながら、裁判の行く末がどのようになるかは、今なお不透明である。今回は、提訴が実際にどのような効果を及ぼしているかに留意しながら、訴状の問題点を引き続き検証する。

＊井口訴訟の論点

大阪弁護士会所属の井口博弁護士は、甲野乙子氏（元教授）から性暴力を受けたとして京都弁護士会人権擁護委員会に人権救済を申し立てている女性職員有志の代理人として、事件の究明に関わってきた。このことが原因となって、下のような点が問題となろう。

▼矢野氏の教授辞職に、井口弁護士の「不当」な活動が介在したのかどうか。

▼井口氏の行為が、「大学の自治」及び元教授の「信教の自由」「礼拝の自由」を侵害したのかどうか。

＊「免職」の要求は事実か

原告側の主張によると、井口弁護士を代理人とするグループが、二度にわたって赤松良子文部大臣（当時）宛に「質問書」を送付したという。書面の日付は、それぞれ昨年の八月二十日・九月二十七日で、どちらも、（秘書に対し）刑法にふれる犯罪行為を行ったこと」「原告が京都大学教授としての適格性におけること」（いずれも井口訴訟訴状より）を理由に矢野氏の免職処分を求めている、と元教授は主張する。

ところが、ここでも重大な事実誤認が存在する。まず、八月二十日付の「質問書」は、文部大臣に宛て出されたものではない。実は、ここでいう質問書は、事件についてのように考えているのか問い質すべく、矢野元教授本人宛に、被害者及び被害者を支援する会から出されたものである（註2）。また、九月二十七日付の質問書に、同氏の免職処分を求めたなどという記述は一切存在しない。センター女性職員有志がこの質問書で過ぎたのは、むしろ、センター側の、勤務環境改善への取り組みが不十分かつ不当だという点であった（註3）。

だが、矢野元教授は、「被告（＝井口弁護士）のなした行為は、文部教官たる原告の免職を直接文部大臣に求めるものであって、憲法三三条で認められた大学の自治の一内容である大学の教員人事権を侵害するもの」（井口訴訟訴状）であると強弁する。さらに、慣習（註4）や判例、そして憲法二十条の「信教の自由」の規定等によれば、宗教活動の自律権は承認されているにもかかわらずこれを侵害されたとして、東福寺における井口氏の行動を非難する。

＊寺院や大学に「治外法権」はある

人は、いかなる場合にも一定の人権を持つ。そして、この人権侵害は許されるとの原理を主張する訴訟の中に、実は強力なメッセージが隠されていることもある。

元教授が言おうとしているのは、おおよそ以下のようなことであろう。――大学や寺院は真理探究のための聖域であり、自律的存在でなければならない。従って、俗世間の都合とは別の論理が通じるべき所なのだ。そのことをわきまえず、自分の掲げる正義をこの神聖な場所に押しつけようとするのは、実に不作法なやりかたである――

本連載九回目で、「学問の自由」と「市民的自由」との関連について、少し触れてみた。今、これと同様に、「信仰の自由」と「市民的自由」との関係が論じられるべきである。外界と隔絶された空間でのみようやく成立しうる学問や信仰に、果たしてどれほどの意味があるのか、この辺でもう一度考えてみる必要があろう。

＊甲野訴訟から窺えるもの

名誉毀損の訴訟のうち、甲野乙子氏に対する訴訟は、他の二つとは際立った特徴が見られる。原告が、矢野元教授の配偶者であることだ。

訴状そのものは、他の二つと比べてかなり短い。何よりも問題なのは、原告が何故に同氏の妻であるのか、ということである。今年の四月東京で開催されたシンポジウムにおいて、弁護士の角田由紀子氏がこの点について語っているので、紹介する。

「世間では一方的なイメージが形成されていく『現実』と

＊結び――元教授らによる「イメージ」形成

京大教授に復帰することもさることながら、矢野元教授には、提訴を通じて世間に何らかのアピールを伝えることが必要だったのではないだろうか。

一連の訴訟が起こされるより半月以上も前の二月十五日に、矢野元教授の代理人らが声明を発表している。

「日本では妻が夫を許し続けるから、夫は他の女性にたいして、自らにかけられた不名誉な『レイプ・セクハラ疑惑』を持ち出すことによって女と女の争いにし、女を分断化するような形で問題を歪曲、本質から目をそらせている」（本紙四月十六日号より）。

矢野元教授が直接被害者を訴えるには、やはり何らかの不都合があったと見るのが自然であろう。しかし、裁判の継続が難しいから、などという理由ではよもやあるまい（註5）。

これより三日前の『朝日新聞』（東京版）に元教授の釈明の手紙が掲載されている。この時から、世間に流通している「イメージ」の払拭に元教授は乗り出したのである。

一部報道機関をも提訴する方針を示していた効果があって、三月に入ってから、事実関係を詳細に伝える報道はほぼ見られなくなる。提訴があったという報道にしても、断片的に出てくるのみ。しかも、訴状の内容を紹介するだけで、事件の真相を併せて伝えようという姿勢はなかった。そのために、新聞に書かれた元教授の主張が事実ではないかという印象を読者に与える可能性が、関係者から指摘されている。

そのような印象をほんの少しでも与えられれば、提訴の意義があったと言えよう。実は、この訴状は、そこそこに成功している。――理不尽なのは、被害者及び支援グループのほうである。「ヒステリック」な女性が騒いでいるのだ――そういう感想を抱いている人が少なからずいることが、何よりもその証拠である。

訴状は力トリック教会法典の「庇護権」と、江戸時代における「駆け込み寺」を挙げている。

（註1）九四年一月二十六日に「セクシュアル・ハラスメント疑惑事件の徹底究明を求める大学教員の会」のメンバーが東福寺を訪問した（井口弁護士も同行）。この際、同会が矢野氏の過去を強要した、と元教授は主張している。（十月十六日号の連載記事参照）

（註2）このことは、本紙五月一日号で既にふれた。（連載の第五回目）

（註3）本紙六月十六日号（連載第七回目）で既報。

（註4）宗教団体の自律権が伝統的に認められている例として、訴状は力トリック教会法典の「庇護権」と、江戸時代における「駆け込み寺」を挙げている。

（註5）元教授の代理人である岡田宰弁護士は、今春、本紙の電話取材に対して「（裁判には）必ず勝ちます」と語り、自信の程を示している。

＊この連載へのご意見や情報をお寄せください。（FAX＝〇七五―七六一―六〇九五）

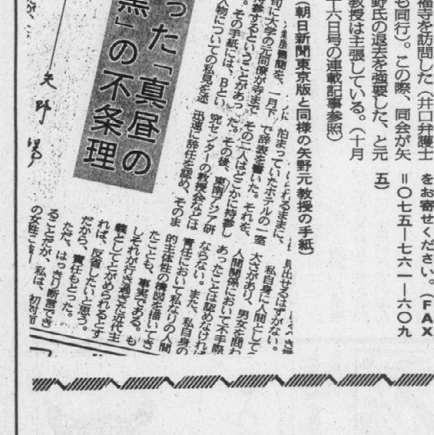

◀二月十五日付京都新聞（朝日新聞東京版と同様の矢野元教授の手紙）

私たちはこの過労死裁判に協力、あるいは賛同して下さる方を募集しています。
問い合わせ先
『新聞奨学生・上村君の過労死裁判を支援する都立大生の会』

京大新聞ＮＦ企画

「現代政治を斬る!!」岩見隆夫・前原誠司討論会

ご静聴ありがとうございました。